

公益社団法人日本網膜色素変性症協会 表彰規程

(目的)

第1条 この規程は、公益社団法人日本網膜色素変性症協会（以下「この法人」という。）の事業遂行に特に顕著な功労・功績のあった者を表彰し、もって網膜色素変性症等の社会への啓発と治療法確立、患者のQOL向上に資することを目的とする。

(表彰の種類及び選考基準)

第2条 表彰の種類及びその選考基準は、次のとおりとする。

- (1) 特別表彰 特に顕著な功労・功績のあった者に授与し、次のいずれかに該当する者
 - イ この法人に対し、概ね20年以上にわたって功労・功績のあった者
 - ロ 治療法確立及びQOLの向上に関し、多大なる功績のあった者
- (2) 表彰 顕著な功労・功績のあった者に授与し、次のいずれかに該当する者
 - イ この法人に対し、概ね10年以上にわたって功労・功績のあった者
 - ロ 理事長が特に必要と認めた者
- (3) 感謝状 この法人に対して善意や協力があつた者に贈呈し、次のいずれかに該当する者
 - イ 累計で500万円以上の金品を寄贈された者
 - ロ 200万円以上の金品を寄贈された者
 - ハ 理事長が特に必要と認めた者

(表彰の方法)

第3条 表彰は、原則として、理事長が表彰状を授与して行うものとする。

2 表彰を受けた者の氏名又は名称及び事績の概要は、表彰される者が辞退しない限り、この法人の発行する協会誌及びウェブサイトに掲載して公表する。

(表彰者審査会の設置及び所掌事項)

第4条 表彰の適正を期すため、この法人は、表彰者審査会（以下「審査会」という。）を設置する。

(審査会の構成)

第5条 審査会は、次の者をもって構成し、任期は2年までとし、理事改選までとする。

- (1) 常任理事のうちから理事長が委嘱した者
- (2) その他理事長が必要と認めた者

(運営)

第6条 審査会は理事長が、主宰する。

2 審査会の事務は事務局が行う。

(表彰候補者の推薦と調査)

第7条 審査会は、この法人の理事並びにこの法人と連携した都道府県網膜色素変性症協会から表彰に価すると認められる者がいると推薦を受けたときは、その実績を調査し、理事長に結果を報告するものとする。

(提出書類)

第8条 前条に定める推薦を行う場合、推薦者は、次の各号の内容を具備したものを審査会に提出しなければならない。

- (1) 功績調書
- (2) 推薦書
- (3) 前各号に掲げるもののほか、「審査会」が必要と認める書類

(被表彰者の決定)

第9条 理事長は、推薦された者が表彰に該当すると審査会より報告を受けた場合、常任理事会に諮り、表彰を受ける者又は団体を決定する。

(表彰対象者)

第10条 表彰対象者は、個人及び団体とする。

- 2 個人表彰の対象は生存者とする。ただし、表彰状を受ける者が受彰前に死亡したときは、故人の名をもってその遺族に行うことができる。
- 3 特別表彰及び表彰を受けた者は、同種の表彰の対象としない。
- 4 特別表彰を受けた者は、表彰の対象としない。

(表彰履歴の保存)

第11条 表彰を行った場合は、表彰を受けた者の住所、氏名、表彰年月日及び表彰の種類等を記載し、保存しておかなければならない。

附則

この規程は、平成30年5月13日から施行する。

附則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

様式1号(その1)

功 績 調 書

現 住 所			
職 業		氏 名	
功績事項			
1			
2			
3			
その他参考事項			

様式1号(その2)

功 績 調 書

所在地			
名称		設立年月日	
組織及び沿革			
功績事項			
1			
2			
3			
その他参考事項			

様式2号

推 薦 書

氏 名（団体名）

生年月日（設立年月日）

上記の者は、公益社団法人日本網膜色素変性症協会表彰規程第2条第 号
表彰に該当すると認められるので、関係書類を添えて申請します。

年 月 日

推薦書 職名

氏名

公益社団法人日本網膜色素変性症協会

理事長

殿